

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook 等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の大阪地裁・第12回期日(20220221)で陳述されたものです。

平成31年(ワ)第1258号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告1 外5名

被告 国

証拠説明書16 (甲A号証)

2022年2月16日

大阪地方裁判所第11民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大畑 泰次郎

同 弁護士 寺野 朱美

同 弁護士 三輪 晃義

同 弁護士 山岸 克巳

同復代理人 弁護士 佐藤 倫子

同 弁護士 宮本 庸弘

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook 等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の大阪地裁・第12回期日(20220221)で陳述されたものです。

| 号証 | 標目 | 原本 写し の別 | 作成 年月 日 | 作成者 | 立証趣旨 |
|-----------|---------------------|----------------|----------------|------|--|
| 甲A 589 | 意見書 | 写し | 2021.1 2.20 | 大野友也 | 同性婚を認めないことは、憲法14条1項後段で差別禁止事由として挙げられている「性別」に基づく差別にあたること。 |
| 甲A 590 | 意見書『憲法理論からみた同性婚の省察』 | 写し | 2022.2 .1 | 渋谷秀樹 | 同性婚を認めない本件諸規定は、憲法24条1項及び憲法14条に違反すること。 渋谷教授は、従前「同性間の婚姻が異性間の婚姻と同程度の保障されると解することは憲法の文言上困難」としていたが(乙13「憲法」〔第3版〕463頁)、本意見書をもって改説され、次回改訂で上記部分を「憲法は同性間の婚姻にも異性間の婚姻と同程度に保障している」とする予定であること。 |

平成31年(ワ)第 号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件
原告 川田有希, 田中昭全 外4名
被告 国

証拠説明書1 (甲B号証)

2019年2月14日

大阪地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大畑泰次郎

同 弁護士 寺野朱美

同 弁護士 三輪晃義

同 弁護士 山岸克巳

| 号証 | 標目 | 原本 写し の別 | 作成 年月 日 | 作成者 | 立証趣旨 |
|----|----|----------------|---------------|-----|------|
| | | | | | |

平成31年(ワ)第 号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件
原告 川田有希, 田中昭全 外4名
被告 国

証拠説明書1 (甲C号証)

2019年2月14日

大阪地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大畑泰次郎

同 弁護士 寺野朱美

同 弁護士 三輪晃義

同 弁護士 山岸克巳

| 号証 | 標目 | 原本 写し の別 | 作成 年月 日 | 作成者 | 立証趣旨 |
|----|----|----------------|---------------|-----|------|
| | | | | | |

平成31年(ワ)第 号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件
原告 川田有希, 田中昭全 外4名
被告 国

証拠説明書1 (甲D号証)

2019年2月14日

大阪地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大畑泰次郎

同 弁護士 寺野朱美

同 弁護士 三輪晃義

同 弁護士 山岸克巳

| 号証 | 標目 | 原本 写し の別 | 作成 年月 日 | 作成者 | 立証趣旨 |
|-----|--------|----------------|---------------|-----------------|--|
| 甲D1 | 不受理証明書 | 原本 | 2019年 2月6日 | 香川県三豊市 長山下昭史 | 原告川田及び原告田中が提出届を提出したところ、「男性同士を当事者とする本件婚姻届は不適法であるから受理することはできない」との理由で不受理とされたこと。 |